

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「並びに」を「、」に改め、「第十五号」の下に「並びに第十四条の五第三号ロ」を加える。

第十四条の五第一号イ中「第三号」を「第三号イ並びに次条第一号ロ」に改め、同条第二号中「及び第二号」を削り、同号ロ中「第十一条第六号又は第七号」を「第十一条第四号から第七号まで」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条の二の十四第一項第二号に該当する者として入居した者 次のいずれかに該当すること。

イ 病気等の事情が存すること。

ロ 入居権利者又は当該入居権利者と現に同居する親族のうちに七十歳以上の者があること。

ハ 条例第十一条第四号から第七号までに掲げる者に該当すること。

第十四条の五第四号中「(条例第十六条の二第一項第三号ロに該当する者に限る。）」を削り、「第一号又は第二号」を「前三号」に改める。

第十四条の六第一号ロ中「第三号ロ」を「第三号ハ」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前条第三号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して五年間

ロ 建替移行期間

ハ 療養等に要する期間

第十四条の六第四号中「第一号及び第二号」を「前三号」に改める。

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「同条第二号ロ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」を「同条第二号ロ及び第三号ハ中「条例第十一条第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号」に改め、「同条第三号中「条例第十六条の二第一項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号イ」と、同条第四号中「条例第十六条の二第一項第三号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号ロ」と」を削る。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。